○東北地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大船渡市三陸町越喜来字所通一一九番五から同市三陸町吉浜字上野一六番一まで	前	ＢＡ　七・九〇～一八・〇・六〇 一三・一〇～二二・一・八〇	八・七九九 四・四一二	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・九〇～一八・〇・六〇 一三・一〇～二二・一・八〇	八・七九九 四・四一二	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
大船渡市三陸町越喜来字小出五九番四〇四から同市三陸町吉浜字中井九五番一まで	一三・一〇～一八四・七	四・四三二

四　指定する期日　平成二十七年十一月二十七日

○東北地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	大船渡市三陸町越喜来字所通一一九番五から同市三陸町吉浜字上野五六番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十九日十五時

○東北地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
釜石市片岸町第一地割八番一から同市片岸町第九地割一四六番一まで	前	一二・三四～二八・九三	一・二〇一	
	後	一七・〇〇～五三・三一	一・一九五	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市片岸町第二地割一二番一から同市片岸町第九地割一四六番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十九日

○関東地方整備局告示第三百八十九号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川荒川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年十一月二十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十七年八月二十七日付け東京府告示第九百三十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○北陸地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	東蒲原郡阿賀町大牧字西内二八三九番一から同町字西内二八五五番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十七日

○中部地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	下呂市金山町下原町字協和三三五番五から同市金山町中切字下切二六八番一まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十九日